

---

監 査 委 員

---

## 20年監査公表第1号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年 1月18日

京都府監査委員 田 坂 幾 太  
同 小 巻 實 司  
同 道 林 邦 彦  
同 村 山 佳 也

## 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求書の提出

から平成19年11月6日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

## 2 請求人

### 3 請求の要旨

請求の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 請求人の主張

ア 京都府（以下「府」という。）が公開した「高度化資金の状況」によると、平成19年3月末現在の高度化融資制度による全体の貸付状況については、貸付先は62件（97口）、貸付金額は148億2,176万1千円、延滞残高は10億2,630万5千円で、延滞率は6.92%となっている。

イ 全貸付先62件中2件（5口）は同和対策事業として貸し付けた「同和高度化案件」である。ところが、同和高度化案件2件のうち1件（貸付口数では4口）（以下「本件貸付」という。）の貸付先（以下「当該事業者」という。）の返済状況を見ると、貸付総額11億9,218万円で、延滞残高は8億7,629万2千円となっている（このうち3億円以上が最終償還期限より6年以上経過している）。この延滞残高は、府全体の延滞残高の実に85%を占めている。平成18年度の約定返済額に対する実際の回収額も3%程度にとどまっている。

なお、同和高度化案件は無利子融資で、延滞分についてのみ年率10.75%の違約金がつくが、上記の数字は違約金加算前のものである。

ウ 高度化融資制度を担当する職員の説明によると、同和高度化案件だからといって、融資の際の審査など特に緩やかな基準を設けているわけではないとのことだが、府全体の貸付状況及び返済状況から見ると、本件貸付の際の信用調査自体がずさんで、不当なものであったと言わざるを得ない。また、回収状況を見ても府が適切な回収業務を怠っているというしかなく、日々府に損害を生み出す違法行為と言わざるを得ない。

上記の主張を証する書面として、「公文書部分公開決定通知書（写し）」及び「高度化資金の状況」の提出があった。

#### (2) 請求人の措置請求

本件貸付決定の際の審査内容の不当性について監査するとともに、知事及び関係職員が本件貸付に対するこれまでの回収活動を抜本的に改め、適切な回収活動を行うよう、監査委員は知事に勧告するよう求める。

### 第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件請求が、法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当するかどうか。

#### 2 監査対象部局

商工部

### 第4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成19年11月30日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、商工部職員4名が立ち会った。

2 当日は、  
が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(1) 本件貸付について、昨年度の回収金額が120万円であるが、延滞の利子だけで1億円近くかかるので、全く回収が進んでいない状況である。これは焦げつきとか破綻していると言ってもいいぐらいの状況であり、当該事業者が場合によっては倒産してしまうという可能性も十分考えられる。今までの回収状況で本当に回収をしていると言えるのかどうか、怠っていると言わざるを得ないのではないか。このままずるずるといくと、場合によっては刑事事件になってしまうという可能性もある。

(2) 同和向けの高度化資金については各地で問題が起こっており、平成19年3月には奈良県で知事が回収を怠ったという判決が出ている。府の場合は事情が違うかもしれないが、形の上では非常に似たような状況ではないかと思っている。

(3) 高度化資金のハンドブックによると、貸付けに当たって、担保を取らなければならないこと、土地・建物等の不動産は第1順位の抵当権が設定されなければならないこと、連帯保証人をつけなければならないことが記され

ている。貸付決定の当時、規定どおりの担保・連帯保証人を設定しているのであれば、すぐに差押えなどの法的な措置を執らないと府の損害は広がるばかりではないかと思っている。

- (4) 各地の例によると、同和関係の業者については、倒産させないように行政が特別の対策として、不正な手段で融資をしたり、補助金が不正な形で出されたりということが過去に表面化している。府でもそのような可能性があるのではないかと思っている。その点を十分監査していただきたい。
- (5) 高度化資金の焦げつきのほとんどが、当該事業者1社で占められている状況は、異常と言わざるを得ない。同和高度化案件の貸付先が4つしかない中で、その焦げつきのほとんどを占める当該事業者が同和高度化案件の貸付金額の半分以上を占めている。全体の状況を見れば、当該事業者が特殊な状況にあると考えざるを得ない。なぜ当該事業者に対して貸付けが行われたのか、貸付けが行われる段階から当該事業者に対して何か特別なものがあつたのではないかと考えざるを得ない。そして、なぜ、今、回収が進んでいないのか。貸付けの時点から現在に至るまでをくまなく調べていただきたい。

## 第5 関係執行機関の陳述

- 1 商工部の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、  
が、陳述に立ち会った。
- 2 商工部職員4名が出席し、商工部次長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。
  - (1) 請求人が主張する平成19年3月末現在の高度化融資制度に係る全体の貸付状況及び同和高度化案件の償還状況については、府が情報公開した資料に基づくものであり、異論はない。
  - (2) 本件貸付については、中小企業事業団（現在は独立行政法人中小企業基盤整備機構。以下「事業団」という。）及び京都府中小企業総合センター（以下「中小企業センター」という。）の専門職員が、事業計画や当時の景気状況から今後の収支見込み等を共同で診断した結果を踏まえて適切に行つたものである。
  - (3) 回収については、業界の不況等の要因により延滞が発生しているが、従前から当該事業者と粘り強い交渉を重ねる中で、毎年一定額を償還させて時効の進行を止めるなど、債権回収に努めている。
  - (4) 請求内容にある「融資の際の信用調査自体がずさんで不当なものであつた」及び「府が適切な回収業務を怠っている」という主張については当たらないものと考えている。

## 第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、商工部からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

#### (1) 高度化事業について

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために協同組合などを設立し、共同で経営する施設を整備する場合に、国と都道府県が共同して貸付け等の支援をする事業であり、中小企業者の経営体質の改善や経営環境の変化への対応を図る事業である。貸付けの財源は、国が出資している事業団の資金と都道府県の資金で構成されており、そのため、貸付けに当たっては、事前に貸付対象事業に係る専門家の診断を行うことなど、事業団において統一した制度運用がなされている。

また、事業団においては、関係法令等を踏まえ、業務方法書等を定めており、府においては、これらを踏まえ、京都府中小企業近代化資金貸付け等規則（昭和31年京都府規則第64号）京都府中小企業近代化資金貸付け等取扱細則等（以下「貸付規則等」という。）を定め、これにより具体的な制度運用を行っている。

#### (2) 構造改善等高度化事業（特定）について

高度化事業の中で、中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）の規定に基づき承認等を受けた計画に基づき実施する事業、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の規定に基づき承認等を受けた計画に基づき実施する事業などについては、構造改善等高度化事業（特定）として、貸付割合や利率が一般の事業よりも優遇されているところであり、地域改善対策対象地域の中小企業者が実施する事業（以下「地域改善対策高度化事業」という。）も上記事業の一つに位置付けられ、貸付割合は、対象物件の設置等に要した経費の8割、利子は無利子となっている。なお、貸付決定の手續や返済方法等の面では、他の一般の事業と異なる取扱いはない。

#### (3) 本件貸付の内容について

##### ア 事業の概要

- ・コンクリート二次製品（コンクリートブロック等）の共同生産のための共同施設の設置
- ・建設用重機の共同利用事業
- ・生コンクリート等の共同購入事業 等

## イ 本件貸付の内容

(平成19年3月末)

貸付決定通知日	契約日	貸付対象	貸付金額	償還期限	延滞金額
平成 3. 3.28	平成 3. 4.19	土地、建物	252,000 千円	平成 17.9.30	105,872 千円
平成 3.12.12	平成 3.12.27	土地造成、建物の増 改築、加工設備等	456,150 千円	平成 18.9.30	450,624 千円
平成 3.12.12	平成 3.12.27	建設用重機類等	354,516 千円	平成 13.9.30	193,118 千円
平成 4. 2.12	平成 4. 2.26	建設用重機類等	129,514 千円	平成 13.9.30	126,678 千円
合 計			1,192,180 千円		876,292 千円

貸付金額(1,192,180千円)のうち、京都府負担分は387,460千円

延滞金額(876,292千円)のうち、京都府負担分は284,813千円

## (4) 本件貸付の実施について

本件貸付の実施までの経過等は以下のとおりである。

- ア 本件貸付対象事業について、府は、平成2年5月29日付けで事業団に対し地域改善対策高度化事業に係る協議を行ったところ、事業団からは、同年6月7日付けで中小企業庁と協議の結果、採択する旨の通知を受けている。
- イ 貸付規則等に基づき、中小企業センターが平成2年7月23日から24日までの間、また、事業団が同年9月18日から20日までの間、それぞれ本件貸付に係る事業内容等の診断を実施し、事業団の勧告意見を踏まえ、中小企業センターが次の趣旨の勧告を行った。
- (ア) 共同事業への利用の結集に努めること。
- (イ) 廃水処理対策等について、関係機関と協議の上計画を推進するとともに、既存の工場の改造についても関係機関と事前協議を行い計画の進捗に支障のないよう万全を期すこと。
- (ウ) 共同事業の運営方法について運営に関する諸規定を整備しておくこと。
- (エ) 円滑な事業執行が図られるよう事務局の人員体制等の整備強化に努めること。
- ウ 上記勧告に対し当該事業者から勧告対応書が提出されたことを受け、中小企業センターは平成2年12月13日付けで診断の結果を妥当としている。
- エ 中小企業センターの診断後、貸付決定までの経過は別表第1のとおりである。
- オ 府と当該事業者との貸借契約は、上記(3)イのとおり締結され、貸付規則等に基づき、当該事業者役員4名全員を連帯保証人とするとともに、貸付対象物件に対し抵当権を設定するなど、債権の保全措置が講じられている。

## (5) 本件貸付の回収について

当該事業者の平成18年度末までの本件貸付に係る償還状況は、別表第2のとおりであり、これまでの本件貸付の回収の経過等は以下のとおりである。

- ア 当該事業者の償還は平成5年度から始まり、当該年度は約定どおり償還されたが、平成6年度には、業績不振を理由に約定金額の償還がなされなかった。これに対し、府は再三にわたって償還の指導を行っている。
- イ その後、平成7年4月及び8月に会計検査院の検査があり、本件貸付の平成3年12月27日貸付分の対象物件の一部を当該事業者が購入業者に買い取らせていたとして、「貸付けの目的を失っている」という指摘を受けたため、府は、平成7年11月20日付けで該当の貸付残高相当額(7,153万8千円)の期限前償還命令を行うとともに、貸借契約の変更を行っている。併せて、平成6年度及び平成7年度の未償還分の返済についても同日付けで当該事業者に求めている。

これらについては、納期限の平成7年11月28日には償還されなかったが、期限前償還分については、その後平成11年度に完済されている。

- ウ 平成8年度から平成12年度までは、府が当該事業者に対し毎年の分割償還計画の提出を指導し、一定額が当該事業者から償還されている。また、当該事業者から毎年の決算書を徴求して、その財務状況等を把握し、それに応じて償還額の増額等を求める指導がされている。

特に、平成11年度及び平成12年度においては、京都縦貫自動車道の建設や地域経済環境の好転などの要因により、当該事業者の財務状況が一定好転したことなどから、平成11年度は1億305万2千円が、平成12年度は1億1,305万2千円がそれぞれ償還されている。

- エ 平成13年度及び平成14年度は、経済環境の悪化や当時の当該事業者の代表者が所在不明となり事業運営が混乱したことなどの事情により償還がされなかった。

- オ 府の再三にわたる債務の履行の求めにより、平成15年8月から現在に至るまで、当該事業者から毎月少額ではあるが一定額が償還されている。

カ 府は、償還の延滞が始まって以来、事業団と連携し、債権の回収に向け当該事業者と粘り強く折衝を行うとともに、償還額の増額を求め、法的措置も視野に入れて検討はされてきているが、担保権を行使したとしても担保の現存評価額が低いこと回収額が少額となることや、従業員の雇用、関係企業への影響等を考慮し、債権の保全のためにも粘り強く折衝しながら、少額でも償還させた方が結果的には府として有利と判断して現在に至っている。

キ 事業団においては、不良債権額の削減のため「都道府県の債権管理に関する対応指針」(以下「指針」という。)が平成19年2月28日付けで策定されている。

府においては、本件貸付も含め中小企業高度化資金等の貸付金の回収について、個別案件ごとに適切な債権管理を実施するための対応方針案を策定するため、関係分野の専門家からなる「高度化資金等債権整理委員会」を平成19年12月6日に設置した。

(6) その他

府は、当該事業者に対して、これまで本件貸付を除き、資金の貸付けや補助金等の交付を行っていない。

2 判断

上記事実関係等により本件監査の判断は次のとおりである。

(1) 本件貸付決定について

ア 本件貸付に当たって、

- ・ 府は、事業団から、中小企業庁との協議の結果、地域改善対策高度化事業として採択する旨の通知を受けていること、
- ・ 中小企業センター及び事業団が事業計画、収支計画、資金調達及び借入金償還計画等の診断を行い、最終的に妥当と判断されていること、
- ・ その上で本件貸付について事業団から貸付決定を受けていること。

イ 府は、上記アによる事業団の決定等を踏まえ、貸付規則等に基づき審査の上、当該事業者に対する貸付けを実施していること。

以上の経過等から、本件貸付決定に当たっての審査が違法又は不当とするに足りる事由は認められない。

(2) 本件貸付に係る債権回収について

ア 法では債権管理について、普通地方公共団体の長は、督促、強制執行その他債権の保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとしているが、一方で、徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができることとされている。

特に、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合などにおいては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないこととされている。

これらの趣旨は、債務者が債務を履行しない場合であっても、直ちに債権者の権利を行使することだけが必ずしも合理的な債権管理ではなく、債務者の資産や事業の状況等、個別の事情に応じて適切に対応することが求められているものと解される。

イ 本件貸付に係る債権管理については、

- ・ いわゆるバブル経済崩壊後の長期に及ぶ景気の低迷や事業運営の混乱等の事情により、当該事業者の業績や資金繰りが悪化したことなどから、償還の延滞が生じているもので、当該事業者の業績が回復した時期には、年間1億円以上の償還がされており、会計検査院の指摘等にあるような不誠実な対応も見られるものの、当該事業者には少なくとも債務返済の意思はあるものと認められること、
- ・ 府は、債権回収に向け当該事業者に対し再三にわたって償還を求めるとともに、分割償還計画の提出や償還額の増額等について粘り強く指導してきていること、
- ・ それらの結果、建設業界の不況が続くなど当該事業者を取り巻く経済情勢が極めて厳しい中ではあるが、当該事業者から、現在も毎月少額ながらも償還させることで時効の進行を停止させていること、
- ・ 債権回収について、仮に強制執行等の法的措置を講じたとしても、本件貸付制度上、貸付対象物件を担保物件としており、その現存評価額が低いこと、その回収額は債権に対し極めて少額と想定されることから、現時点においては強制執行等が必ずしも府として有利な回収方法とは認められないこと、
- ・ 逆に、強制執行等の法的措置を講じた場合、当該事業者の事業継続は不可能となり、中小企業者の経営改善等を図る高度化事業の目的を達成できないだけでなく、従業員の解雇や関係企業の連鎖倒産などが懸念されること

などを総合的に考慮すると、債権の回収額が少ないことをもって、これまでの府の対応が直ちに債権管理を違

法又は不当に怠っているとまでは認められない。

以上のことから、債権回収に向け早急に改善を要する点があると考え、本件貸付に係る府の債権管理について、現時点においては直ちに違法又は不当に財産の管理を怠っているとするに足りる事由は認められない。

## 第7 意見

本件請求に対する監査委員の判断は上記のとおりであるが、早急に改善すべき事項について、法第199条第10項の規定により、知事に対し監査委員の合議による意見を以下のとおり提出する。

なお、当該監査の結果を参考として、必要な措置を講じられ、同条第12項の規定により監査委員に通知されたい。

本件貸付に係る債権管理については、上記のとおり、現時点においては直ちに違法又は不当に財産の管理を怠っているものとは認められないが、既に最終の償還期限が到来してから1年以上過ぎており、多額の未償還額があることは貸付金の原資が公金である以上適切ではないと考える。

今後、事業団と連携し指針を参考にしながら、当該事業者の経営状況、財務状況等及び連帯保証人の資産状況を詳細に把握し、早期の債権回収に向け、当該事業者から今後の具体的な償還計画等を平成19年度中に提出させること。

その後、提出された償還計画等に基づき償還が履行されないなど早期の債権回収が困難と判断される場合は、適切な措置を講じること。

## 別表第1

### 貸 付 決 定 ま で の 経 過 一 覧

#### 1 京都府・事業団間

区 分	京都府から事業団へ提出	事業団から京都府へ通知
平成2年度貸付分	借入予備申請 平成3年1月10日	貸付内定通知 平成3年1月25日
	借入申請 平成3年2月8日	貸付決定通知 平成3年2月15日
平成3年度貸付分	借入予備申請 平成3年7月10日	貸付内定通知 平成3年9月6日
	借入申請 平成3年10月7日	貸付決定通知 平成3年10月16日

#### 2 京都府・当該事業者間

区 分	当該事業者から京都府へ提出	京都府から当該事業者へ通知
平成2年度貸付分	仮申請 平成2年12月19日	貸付内定通知 平成3年2月8日
	貸付申請 平成3年3月5日	貸付決定通知 平成3年3月28日
平成3年度貸付分	仮申請 平成3年6月5日	貸付内定通知 平成3年9月24日
	貸付申請 平成3年10月2日	貸付決定通知 平成3年12月12日 平成4年2月12日

別表第2

## 本 件 貸 付 の 償 還 状 況 (平成19年3月末)

単位：千円

	年 度 当 初 貸 付 残 高	年 度 当 初 未 収 額	約 定 償 還 到 来 額	年 度 内 償 還 額	年 度 末 未 収 額	年 度 末 貸 付 残 高
平成5年度	1,192,180	0	19,384	19,384	0	1,172,796
平成6年度	1,172,796	0	114,975	0	114,975	1,172,796
平成7年度	1,172,796	114,975	186,513	4,000	297,488	1,168,796
平成8年度	1,168,796	297,488	103,052	24,000	376,540	1,144,796
平成9年度	1,144,796	376,540	103,052	24,000	455,592	1,120,796
平成10年度	1,120,796	455,592	103,052	24,000	534,644	1,096,796
平成11年度	1,096,796	534,644	103,052	103,052	534,644	993,744
平成12年度	993,744	534,644	103,052	113,052	524,644	880,692
平成13年度	880,692	524,644	103,058	0	627,702	880,692
平成14年度	880,692	627,702	54,472	0	682,174	880,692
平成15年度	880,692	682,174	54,472	800	735,846	879,892
平成16年度	879,892	735,846	54,472	1,200	789,118	878,692
平成17年度	878,692	789,118	54,480	1,200	842,398	877,492
平成18年度	877,492	842,398	35,094	1,200	876,292	876,292
合 計 額			1,192,180	315,888		